運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について(報告)

記

令和元年 10 月 8 日付け東空安第 7 号「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について(厳重注意)」により指示を受けた原因調査および再発防止策について、下記の通り報告致します。

1. 事象の概要

ドクターへリに乗務予定であった機長が乗務前日の夕食に合わせて飲酒をし、運航規程に定められた飛行勤務開始前8時間以上の飲酒制限の時間を確保したものの、事象発生の当日(平成31年4月24日)の朝にドクターへリ基地病院において飛行勤務開始時のアルコール検査を実施したところアルコールが検知された。アルコールが検知された場合はすぐに本社の運航管理担当者に報告すべきであったが機長及びアルコール検査の立会者は、ドクターへリ運航の病院との契約待機開始時間までにアルコールが検知されなくなれば乗務は可能であると運航規程の規定を誤認し、同規程で制限された飛行勤務にあたる気象情報の確認及び関係者とのブリーフィングなどの業務を継続して実施した。その後、契約待機開始時に再度アルコール検査を実施したところ、引き続きアルコールが検知されたためアルコール検査の立会者はその情報を本社の運航管理担当者に連絡し運航部長は乗務交代を指示した。交代操縦士が到着し運航再開までの間にドクターへリの飛行要請はなかった。

2. 厳重注意を受けての再発防止策

(1) アルコールに関する教育について、飲酒量に関する教育内容並びに教育実施後の効果及び浸透度の確認が不十分であり、運航乗務員への意識付け等が十分でない。

【原因調查】

- ①航空事業本部の全社員に平成31年4月1日から令和元年5月13日までの間、飲酒量に関する内容を含むアルコール教育をeラーニングで行ったが、運航乗務員に対して、その教育効果に関する測定及びアルコールに関する理解の浸透度に関する確認を行っていなかった。
- ②本事象の結果から、会社が実施した e ラーニングによる教育手法だけでは運航乗務 員へのアルコールに関する意識付けが不十分であった。

【再発防止策】

- ①本事象発生後、改めて全ての運航乗務員に対して、アルコール教育担当者より教育を受けた運航部長、グループリーダーから対面方式によるアルコール教育を行うととともに、他の航空事業本部の社員に対しては、e ラーニングを実施後にアルコールに関する知識定着確認の教材を追加して再教育を実施した。(5月24日から6月14日に実施)また、今後の同本部への新入社員の初期教育に関しては、対面方式により教育を行うこととし、定期的な教育に関しては、アルコール健康障害対策基本法に定める「アルコール関連問題啓発週間」に合わせて毎年11月に運航乗務員に対しては対面方式で、その他の社員に対しては、e ラーニングで毎年実施する。
- ②e ラーニングのみでは運航乗務員へのアルコールに関する意識付けが不十分であることが確認されたため、これまで取組を進めてきた航空事業本部の全社員への「飲酒量目安カード」の配布のほか、PC 起動メッセージを利用して全社員にアルコール問題に関する啓発を行うこととし、事象発生後、2回に分けて啓発メッセージを表示させる取組を行った。(6月11日から6月16日及び6月18日から6月28日の間に実施)今後はアルコール健康障害対策基本法に定める「アルコール関連問題啓発週間」11月10日から11月16日に合わせて毎年表示させることとした。また、アルコールに関する情報発信は、その都度、継続して社内LANなどを通じて情報提供をする。
- (2) 運航規程等にアルコール検査の実施に係る規定はされているが同検査の手順が不明確であり、また、検知された場合の対応及びアルコール検査記録の管理等、現場における同検査の実施に係る対応が十分に行えていない状況である。

【原因調査】

- ①運航業務実施規則 Supplement5-1「アルコール検査の実施要領」にアルコール検査 方法を規定しているが、アルコールが検知された場合の手順(再検査のタイミン グ、回数、報告時期)が不明確であった。また、当該規定の運用について十分な検 討及び検証がなされていなかった。
- ②事業の状況に応じて1日に複数回の乗務前後のアルコール検査を行うことが想定されていたが、アルコール検査の結果を記録する用紙が複数回の記録に対応した様式とはなっていないなど運航の実情に即していなかった。

【再発防止策】

①本事象発生後、飛行勤務及び飛行待機に関する規定の不理解を解消する目的で、取

- り急ぎ運航乗組員等に対して「飛行勤務におけるアルコール検査時期について」を 周知し、検査時期の明確化を図った。(4月24日に実施)また、アルコールが検知 された場合の手順に関してはこれまでの様々な運用上の問題点の精査を行い実情に 即した手順への見直しを行う。(令和元年11月15日までに実施予定)
- ②アルコール検査の記録用紙については、上記のアルコールが検知された場合の手順の見直しに合わせて、アルコール検査要領のフローチャートとともにアルコール検査記録の見直しを行う。(令和元年11月15日までに実施予定)
- (3) アルコール検査に係る運航規程等の改訂内容に対して、運航部門の幹部から検査 実施時期の解釈についての質問が生じていたにもかかわらず、補足説明を行う等の 組織的な対応が不十分のまま運航乗務員への周知及び運用が開始されていた。

【原因調査】

- ①アルコール検査実施に関する運航規程の改訂及び運航業務実施規則 Supplement5-1 「アルコール検査の実施要領」の制定が 2019 年 3 月末となり、当該内容に関する教育は事前に実施していたものの、同年 4 月 1 日からの運用まで時間的な余裕はなく、運航部門等からあった質問及びその回答を全社的に共有等が十分にできていなかった。
- ②アルコール検査に係る規定の運用に際し、疑問点、不理解が生じていたことを会社 として十分な吸い上げができておらず、また、社内の疑問点等の共有をする仕組み がなかった。

【再発防止策】

- ①会社規程の改訂(設定含む)から適用するまでの期間が短い場合には、規程の検討の段階から関係者に情報を共有し、改訂される内容に関する質問などを事前に受けるなど、規程改訂後の周知等が効率的に実施できるように取り組む。直近としては、上記(2)の再発防止策として掲げた手順等の見直しがあるため関係者と十分な情報共有を行い、手順等の見直し後は関係者に対する同手順等の周知徹底を図る。(令和元年11月30日までに実施予定)
- ②規程の運用に関して社内で行った質疑応答等については、社内 LAN を活用して当該情報をすぐに共有できる仕組みを構築します。(令和元年 11 月 15 日までに実施予定)

3. 上記以外の飲酒対策

- ①全運航乗務員に対して飲酒習慣の聴き取り調査を実施し、アルコール検知器の貸与を希望する者、また飲酒習慣から会社が貸与を必要と判断する者に対しアルコール 検知器の貸与をした。(10月15日現在までに全運航乗務員129名中53名に貸与)
- ②特にドクターへリ運航に従事する運航乗務員に対して出勤前などに検査が実施できるようアルコール検知器を準備し、自己管理の強化を図る。(11月30日まで)
- ③2019年7月社内報において飲酒に係る問題の啓発を働きかけた。
- ④「厳重注意」を受け安全統括部長より全運航乗務員に対し再発防止に努めるようメッセージを発信した。(10月9日に発信)
- ⑤アルコール教育に係る社内の中心的な指導者に対して、ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)の飲酒運転防止インストラクターの講習を受講させた。(安全統括部のアルコール教育担当者が5月から9月の間に受講済み、10月末に飲酒運転防止インストラクター認定見込み)

以上